

第 2 編
第 2 章

風水害応急対策計画

第2章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、町、防災関係機関及び町民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分しなければならない。

このため、県、町、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、町は、町災害対策本部の設置、町現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 県

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 町

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施する。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 防災関係機関等

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施するとともに、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用する。

第2 県の応急活動体制の確立

1 災害時の県の役割

風水害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア 県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ 県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊災害派遣や他の都道府県・市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様）。

(2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が風水害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(3) 広域的な防災活動の総合調整

ア 県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ 応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施できるようにする。

ウ 災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動ができるようにする。

(4) 市町村の防災活動の支援

ア 市町村の防災環境の改善

警戒・避難期の初期段階から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- ・ 主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- ・ 重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- ・ 効果的な広報による混乱防止
- ・ 災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への県職員の派遣

必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要があるが生じる。

(5) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(4)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

また、必要に応じて指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

2 防災ヘリの活用

大規模災害時には、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮できるようにしておく。災害状況によっては、警察本部、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

ア 活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ 町からの応援要請

町（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

ウ 関係機関との調整体制の確立

県は、災害時には、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県下の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ 離発着場の選定

災害時には、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

第3 町の応急活動体制の確立

1 応急活動体制

町は、町民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

(1) 町災害初動体制

町は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、総合防災情報システムを活用し、災害発生直後の災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

(2) 町災害対策本部

町は、地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システムにより県等に報告する。

また、町は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

(3) 職員の動員配備

町は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

風水害等の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、風水害体制及び動員計画に従って動員する。

風水害等災害が発生した場合は、次頁の「災害体制動員計画」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員への情報伝達

勤務時間内は、口頭、庁内放送、電話等による。

勤務時間外は、予め定められている各課等の連絡網等による。

ただし、平常時に勤務している課等と災害時の動員課等が異なる場合は、平常時に勤務している課等の連絡網による。

奥出雲町災害体制動員計画

関係機関：国土交通省出雲河川事務所・松江地方気象台・雲南県土木事務所・仁多土木事業所・雲南警察署・雲南警察署三成広域交番・雲南消防本部・奥出雲消防署

本部体制	警戒レベル	避難情報	基準及び体制の決定		動員体制、対応事項
			風水害	地震	
災害準備体制			- 大雨洪水警報発表または警報発表が見込まれる場合 - 右隣接近により警報発表が見込まれる場合等		○役場 総務課、建設課、福祉事務所、水道課の各課長及び指定職員は行合待機 ※避難所開設時には、健康福祉課を含む ・情報収集、庁内及び関係機関との連絡 ・状況に応じ災害警戒体制移行への検討 ★地区対応（状況に応じて町長判断にて地区対応）
第一次体制 災害警戒体制	警戒レベル3	高齢者等避難	松江地方気象台の提供する「土砂キキクル（危険度分布）」により「警戒（赤）」が発生したとき	震度4以上	○役場 各課長及び総務課、建設課、健康福祉課、福祉事務所、水道課の指定職員は庁合待機 ・情報収集、庁内及び関係機関との連絡 ・災害対応 ・災害警戒本部体制移行への検討 ★地区対応（状況に応じて町長判断にて地区対応）
第二次体制 災害警戒本部体制	警戒レベル4	避難指示	- 松江地方気象台より「土砂災害警戒情報」が発表されたとき - 町内に懸状降水帯が出現したとき	震度5弱以上	○役場 各課長及び指定職員招集 ○奥出雲町建設委員会 必要に応じて地区配置（配置～仁多土木事業所配置と同じ） ○消防団 必要に応じて団本部付分団長以上召集 ★地区対応（横外地区対応のとおり）
第三次体制 災害対策本部体制	警戒レベル5	緊急安全確保	- 土砂災害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき - 大雨特別警報が発表されたとき	震度5強以上	○役場 各課長及び指定職員招集 ○消防団 必要に応じて指定団員招集 ★地区対応（横外地区対応のとおり）

雨の強さと降り方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成29年9月一部改正）

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上 ～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返り で足元がぬれる	雨の音で話し声が 良く聞き取れない	地面一面に水たまり ができる	
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていても ぬれる	寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく		ワイパーを速くしても見づ らい
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返した ように降る			道路が川のような になる	高速走行時、車輪と路面の間に 水膜が生じブレーキが効か なくなる (ハイドロプレーニング現象)
50以上 ～80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立た なくなる		水しぶきであたり一面が白 っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感 がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときはお住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成29年9月一部改正）

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって 歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ 始める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹き流しの 角度が水平になり、 高速運転中では横 風に流される感 覚を受ける。	樋が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって 歩けなくなり、転 倒する人も出る。 高所での作業は きわめて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板 が外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される 感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材 がはがれるもの がある。 雨戸やシャッター が揺れる。	
非常に強い 風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかま っていないと立っ ていられない。 飛来物によって 負傷するおそれ がある。	細い木の幹が折 れたり、根の張っ ていない木が倒れ 始める。 看板が落下・飛 散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運 転するのが困 難になる。	屋根瓦・屋根葺 材が飛散する ものがある。 固定されていない プレハブ小屋が 移動、転倒す る。 ビニールハウスの フィルム(被覆材) が広範囲に破 れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な 金属屋根の葺材 がめくれる。 養生の不十分な 仮設足場が崩 壊する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は 極めて危険。	多くの樹木が倒 れる。 電柱や外灯で倒 れるものがある。 ブロック壁で倒 壊するものがある。	走行中のトラック が横転する。	外装材が広範囲 にわたって飛散 し、下地材が露 出するものがある。	40
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊する ものがある。 鉄骨構造で変形 するものがある。	
	40以上	140km～						50

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(3) 災害準備体制

風水害等の災害時において災害警戒体制に移行する前の災害準備体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

以下のいずれかに該当するとき、防災担当指定職員により災害準備体制をとる。

- (ア) 大雨洪水警報発表または警報発表が見込まれる場合
- (イ) 台風接近により警報発表が見込まれる場合

イ 動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集、庁内及び関係機関との連絡等、初期の災害応急対策に従事する。

また、状況に応じ災害警戒体制移行への検討を行う。

ウ 廃止の基準

警報の解除及び特に本体制を要しないと認めたとき、総務課長の判断により廃止を決定する。

(4) 災害警戒体制（第一次体制）

災害体制動員計画に基づく、災害警戒体制の体制等については以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

松江地方気象台の提供する「土砂キキクル（危険度分布）」により、「警戒（赤）」が発生したとき。

イ 動員

第一次体制を動員する。

ウ 廃止の基準

警報の解除及び初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、総務課長の判断により廃止を決定する

(5) 災害警戒本部（第二次体制）

災害体制動員計画に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置する

- (ア) 松江地方気象台より「土砂災害警戒情報」が発表されたとき
- (イ) 町内に線状降水帯が出現したとき
- (ウ) 副町長が必要と認めたとき

イ 動員

第二次体制を動員する

a 警戒本部等

(a) 警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

(b) 警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、本部員及び本部連絡員を置く。警戒本部長は、副町長、警戒副本部長は教育長をもって充てる。警戒本部長は、風水害初動体制について指示又は要請する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

(c) 警戒本部会議の協議事項等

警戒本部において本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

ウ 廃止の基準

警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害が発生するおそれなくなつたと認めたとき、又は対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

(6) 災害対策本部体制（第三次体制）

災害体制動員計画に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。

- a 土砂災害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき
- b 奥出雲町に大雨特別警報が発表されたとき
- c 町長が必要と認めたとき

イ 動員

上記アの基準のいずれかに該当するとき、第三次体制を動員する。

ウ 対策本部の組織

a 対策本部等

(a) 対策本部の概要

町内に風水害等の災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。

(b) 対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

本部長は、町長をもって充てる。副本部長は副町長、教育長をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(c) 本部会議の協議事項等

本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

本部会議では次のことを協議する。

- i 対策本部の災害体制に関すること。
- ii 災害情報及び被害状況の収集並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- iii 関係指定行政機関、関係指定地方機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携に関すること。
- iv その他災害対策に関する重要事項

b 各災害対策部の所掌業務

各災害対策部の所掌業務は、次のとおりとする。

部名	部長	部 員	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課 長	総務課職員	1 災害対策の総括に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 消防機関及び水防機関との連絡調整に関する事。 5 人命救助及び避難者の誘導に関する事。 6 避難場所の指示に関する事。 7 各部への命令の伝達指示に関する事。 8 土砂災害警戒情報、雨量、水位、気象、地震情報等の収集に関する事。 9 被害状況の把握、公表及び広報に関する事。 10 陳情に関する事。 11 職員の非常招集に関する事。 12 要員及び車両の確保に関する事。 13 災害見舞金及び義援金に関する事。 14 ケーブルテレビ施設等の被害調査及び復旧に関する事。 15 その他他の部に属さない事項に関する事。
財 政 部	財 政 課 長	財政課職員	1 本部の財務に関する事。 2 補助金、起債及び融資資金等の災害対策の全般の検討樹立に関する事。
政策企画部	政策企画課長	政策企画課職員	1 災害時における交通対策に関する事。 2 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関する事。
税 務 部	税 務 課 長	税務課職員	1 仁多庁舎本部組織との連絡調整に関する事。 2 避難所の管理運営に関する事。 3 家屋等の被災調査集計に関する事。 4 り災による町税の減免に関する事。 5 その他他の部に属さない事項のうち、特定の事項に関する事。
町 民 部	町 民 課 長	町民課職員	1 避難所の管理運営に関する事。 2 食糧の確保調達に関する事。 3 応急資材の確保調達に関する事。 4 応急衛生、防疫資材の確保調達に関する事。 5 食糧、資材等の輸送及び配給に関する事。 6 応急仮設住宅の建設に関する事。 7 公的賃貸住宅等の被害調査及び応急措置に関する事。
こども家庭支援部	こども家庭支援課長	こども家庭支援課職員	1 幼稚園・保育施設等の被害調査に関する事。 2 幼稚園・保育施設等入所児童等の安全確保に関する事。 3 幼稚園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関する事。 4 子育て支援に関する事。
健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	1 救護所の管理運営に関する事。 2 医療資材の確保調達に関する事。 3 医療、福祉施設の被害調査及び応急措置に関する事。 4 医療機関との連絡調整に関する事。 5 保健所等関係機関との連絡に関する事。

部名	部長	部 員	分 掌 事 務
福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	1 生活保護に関すること。 2 福祉に関すること。
水 道 部	水道課長	水道課職員	1 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 飲料水の確保調達に関すること。 3 上下水道用資機材等の調達及び要員の確保に関すること。 4 関係機関との連絡に関すること。
環境政策部	環境政策課長	環境政策課職員	1 所管する発電所に関すること。 2 農林水産振興センター等との連絡に関すること。 3 林業施設の被害調査及び応急措置に関すること。 4 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
定住産業部	定住産業課長	定住産業課職員	1 商工業施設の被害調査に関すること。 2 観光施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
農業振興部	農業振興課長	農業振興課職員	1 農業関係の被害調査に関すること。 2 被災農作物の応急対策に関すること。 3 り災者への融資に関すること。 4 農林水産振興センター等との連絡に関すること。 5 農業施設の被害調査及び応急措置に関すること。 6 応急対策用資機材等の調達及び輸送に関すること。 7 所要労務の確保配置に関すること。 8 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
建 設 部	建設課長	建設課職員	1 土砂災害警戒情報、雨量、水位、気象、地震情報等の収集に関すること。 2 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び応急措置に関すること。 3 応急対策用資機材等の調達及び輸送に関すること。 4 技術者、労務者の供給あつせんに関すること。 5 県土整備事務所等との連絡に関すること。 6 土地開発公社の財産に係る被害調査及び復旧に関すること。
出 納 部	出納課長	出納課職員	1 災害関係費の執行に関すること。 2 各部所管事項の応援に関すること。
教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	1 教育施設の被害状況の収集に関すること。 2 教育施設等の災害対策に関すること。 3 災害時におけるり災児童・生徒の保健衛生及び給食に関すること。 4 防災活動に協力する女性団体、青年団体の連絡調整に関すること。
	文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所管事項の応援に関すること。
議 会 部	議会事務局長	議会事務局職員	1 災害時における議会に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。

現地災害対策本部組織及び事務分掌表

班名	班（副）長	分掌事務
総務班	班長 ・ 現地災害対策本部 部長が指名する者 副班長 ・ 現地災害対策本部 部長が指名する者	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 現地本部会議及び本部内連絡調整に関すること。 3 現地本部の財務に関すること。 4 現地本部に必要な人員、車両の確保に関すること。 5 現地班員の非常招集に関すること。 6 現地緊急災害対策の樹立、命令の伝達指示に関すること。 7 消防機関との連絡調整に関すること。 8 水防機関との連絡調整に関すること。 9 指定公共機関、指定地方公共機関、関係行政機関との連絡調整及び要請に関すること。
緊急対策班	班長 ・ 分団長 副班長 ・ 副分団長	1 り災者の救出に関すること。 2 災害の鎮圧に関すること。 3 り災者の救護、避難、輸送に関すること。 4 災害の鎮圧に必要な人的物的措置に関する指令に関すること。 5 関係消防機関との連絡調整に関すること。
住民対策班	班長 ・ 自治会長 副班長 ・ 自治会副会長	1 住民、住居等のり災情報収集に関すること。 2 り災者の応急措置に関すること。 3 り災者の救出、救護、避難、輸送への協力に関すること。 4 災害の鎮圧への協力に関すること。

エ 廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

第4 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、人命救助活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する。

(2) 救助・救急活動体制

災害発生時においては、建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、健康福祉部、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、健康福祉部との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(3) 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第43条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第5 防災関係機関等の応急活動体制の確立

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び県民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

1 防災関係機関

(1) 応急活動体制

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

(2) 職員の動員配備

防災関係機関は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

2 公共的団体・組織等

県内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、消防団、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

3 町民

町民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含め、初動（警戒）段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力できる体制の確立に努める。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害時において県、町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

2 留意点

(1) 県による被災地の情報収集支援

風水時における被災地の状況は刻々と変化する上、被害が甚大であればある程、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、県は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、初動期における市町村・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。必要に応じて、町に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行うほか、周辺の関係機関又は町等の職員派遣を要請し、現地災害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

(2) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。併せて、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県は県外にも被災情報を発信する。

(3) 災害情報の共有、管理体制

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、町、県及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。

町、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、県災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。

なお、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

第2 情報管理体制の確立

風水害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達するための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策を円滑に遂行する。

1 町の情報管理体制の確立

(1) 町の情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡システムとして町防災行政デジタル無線を基幹的な通信システムとするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 町の情報連絡手段の確保

町は、災害時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政デジタル無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、有線放送電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 町における総合防災情報システムの活用

町は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

2 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第3 気象予報及び警報等の収集・伝達

気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、町長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

- （注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。（以下同じ）
（注2）気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。（以下同じ）

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等を町防災行政デジタル無線等により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達し、町は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより町、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、県総合防災情報システムでは、町、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、県総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台は、天気予報は、一次細分区域の東部、西部及び隠岐を対象として発表する。警報等は二次細分区域の市町村単位で発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は資料編のとおりである。

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

なお、気象予報及び警報等地区細分境界は資料編のとおりである。

(2) 気象等情報の発表

気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は島根県を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

また、気象庁は竜巻注意情報及び記録的短時間大雨情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間の降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）および流域雨量指数の予測値を発表する。

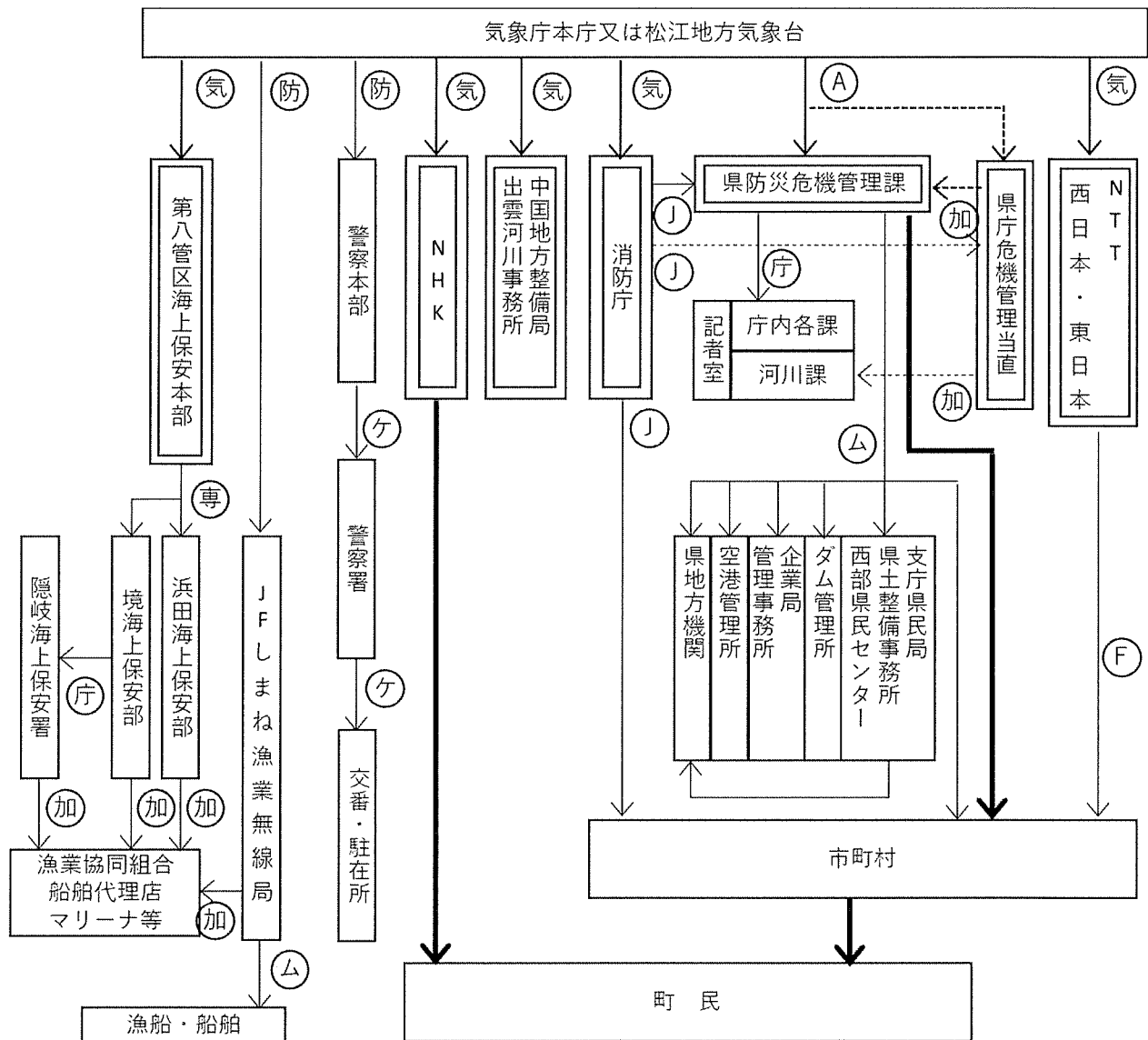
これら概要は資料編のとおりである。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）の発表

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階の確度で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ一次細分区域発表単位（東部、西部、隠岐）、2日先から5日先にかけては、1日で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位（島根県）を単位として発表する。

「解析雨量」とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし全国を1km市報に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

気象等特別警報及び警報伝達経路図（図 2.2.2.4）



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

(注2) 線は、通報の時間を示す。

(専) …… 専用回線
 (庁) …… 庁舎内線
 (加) …… 加入電話
 (F) …… ファクシミリ
 (ケ) …… 警察電話
 (ム) …… 無線回線
 (J) …… 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 (防) …… 防災情報提供システム (インターネット)
 (A) …… アデス 総合防災情報システム
 (気) …… 気象庁本庁より配信

無印は、適宜の方法による。

—— 昼夜とも勤務時間外（※1）のみ

(注3)

二重枠で囲われている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 1 (勤務時間外の定義)

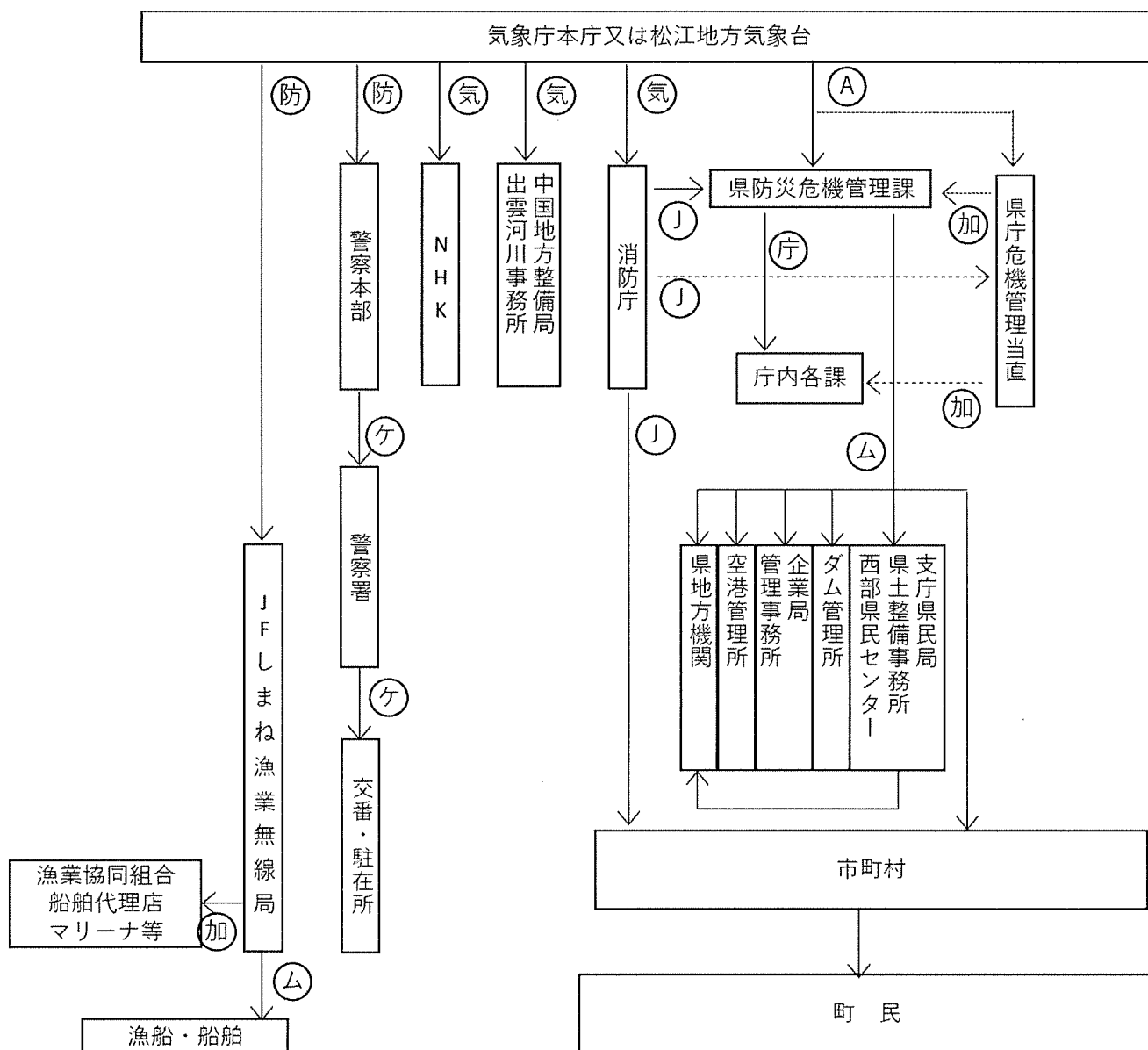
勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間

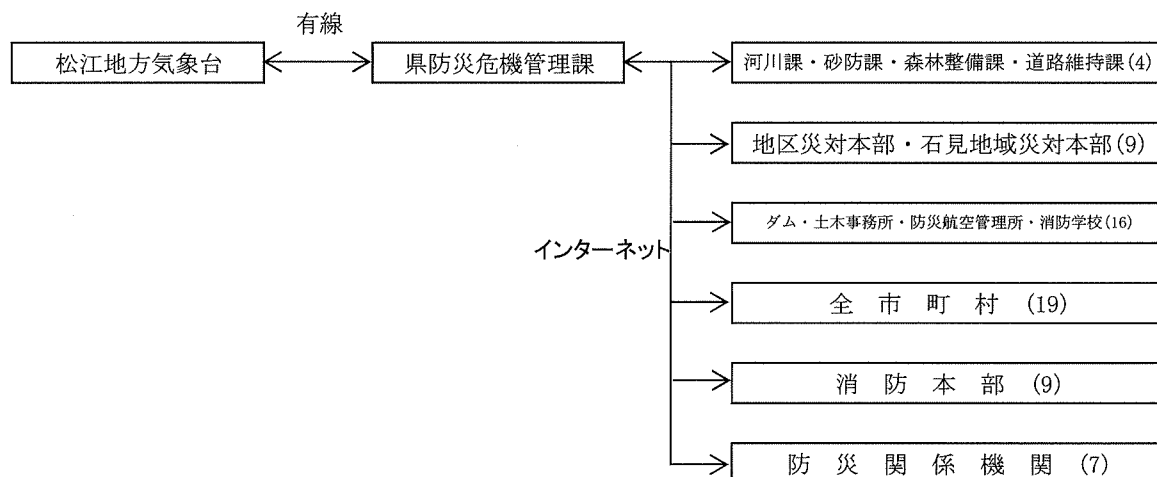
イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ、年末、年始（12月29日～1月3日） 全日

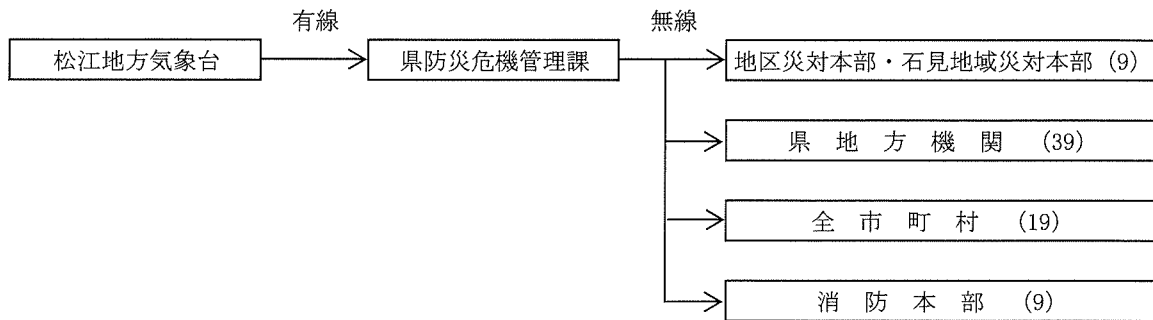
気象等注意報伝達経路図 (図 2. 2. 2. 5)



1. 総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図 (図 2. 2. 2. 6)



2. 一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図 (図2.2.2.7)



ア 気象官署

気象庁本庁又は松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかにアデス、防災情報提供システム等の専用通信施設又は公衆通信施設等により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。

通信途絶時には、島根県、NHK松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。

- 島根県（防災危機管理課、危機管理当直）
- 島根県警察本部（警備課）
- 消防庁
- 海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課）
- 国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）
- NHK松江放送局（コンテンツセンター）
- 西日本又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）
（情報案内サービス担当）
- 浜田漁業無線局

また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。

イ 受報機関の措置

気象官署から気象予報及び警報等の伝達を受けた各機関及びさらに伝達を受けた各機関は、それぞれ次のとおり措置する。

(ア) 島根県（災害対策基本法第55条）

- 本庁は、庁内放送等を通じて各課に周知を図る。
- 気象予報及び警報等若しくは情報のうち、県から発信する種類並びに伝達先（機関）は次のとおりである。
 - ・ 特別警報
 - 暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、噴火警報（居住地域）。
 - ・ 警報
 - 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、噴火警報（火口周辺）。
 - ・ 注意報
 - 風雪、強風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、着雪、融雪、なだれ、乾燥、雷、低温、濃霧、霜、着氷。
 - ・ 情報
 - 台風・大雨・大雪等気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等。

・伝達先

支庁県民局、県土整備事務所、西部県民センター、ダム管理所（布部、山佐、三瓶、八戸、第二浜田、御部、大長見、益田川、銚子）、企業局管理事務所（東部、西部）、企業局ダム（三成操作所、木都賀操作所）、出雲空港管理事務所、空港管理所（石見、隠岐）、浜田港湾振興センター、市町村及び消防本部等。

- (イ) 海上保安官署（浜田）
必要箇所に速やかに伝達する。
- (ウ) 漁業無線局
航行中及び入港中の漁船に速やかに伝達する。
- (エ) NHK松江放送局
ラジオ、テレビを利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。
- (オ) 西日本又は東日本電信電話株式会社
受信した特別警報及び警報は、電話回線等を利用して一般電信電話に優先し市町村に伝達する。
- (カ) 島根県警察本部及び国土交通省中国地方整備局
それぞれ系統機関に対して伝達する。
- (キ) 支庁県民局、各県土整備事務所、県央県土整備事務所大田事業所、西部県民センター
管内の指定地方公共機関及びあらかじめ指定された県の関係地方機関へ防災行政無線等により伝達する。特別警報及び警報の場合は、上記のほか、管内の他の地方機関に対しても伝達する。
- (ク) 町〔災害対策基本法第56条（関連一気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）〕地域防災計画に定めるところにより住民に対して速やかに伝達する。なお、特別警報の場合は直ちに住民及び所在の官公署に対し、地域防災計画の定める伝達体制によって周知の措置をとらなければならない。また、警報の場合は直ちに所在の官公署に対しても地域防災計画に定める伝達体制によって通報する。
- (ケ) 各報道機関
ラジオ、テレビその他の手段を利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。

3 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条及び気象業務法第11条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路はファクシミリ、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図による。

(3) 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

(暫定基準を設定する事象)

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

(4) 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、町長が行う避難情報等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

(5) 島根県における監視基準

- ア 県内を1 km格子ごとに区切った全ての格子(6,562)に、1 km格子の雨量を用いて基準を設定する。
- イ 監視基準は適宜見直しを行う。

4 火災警報等の伝達(消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条)

- (1) 県は、松江地方気象台から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは一斉指令システム、総合防災情報システム、電話、ファックス等により、速やかに町及び関係機関に通報する。
- (2) 町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、火災警報を発令し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他地域防災計画の定めるところにより周知を図る。

5 特殊事業者等が利用する気象警報等(気象業務法第14条)の伝達

気象業務法による鉄道、電気事業等特殊な事業に適合する気象予報及び警報等、津波警報等の伝達体制は、それぞれの事業者において定める。

6 知事、町長が行う警告等の伝達

- (1) 知事が、災害に対処するために町又は関係機関へ発する通知又は要請(災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条)等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。
- (2) 町長が発令する高齢者等避難、避難指示の伝達体制(災害対策基本法第56条、第60条)は、地域防災計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

第4 被害情報等の収集・伝達

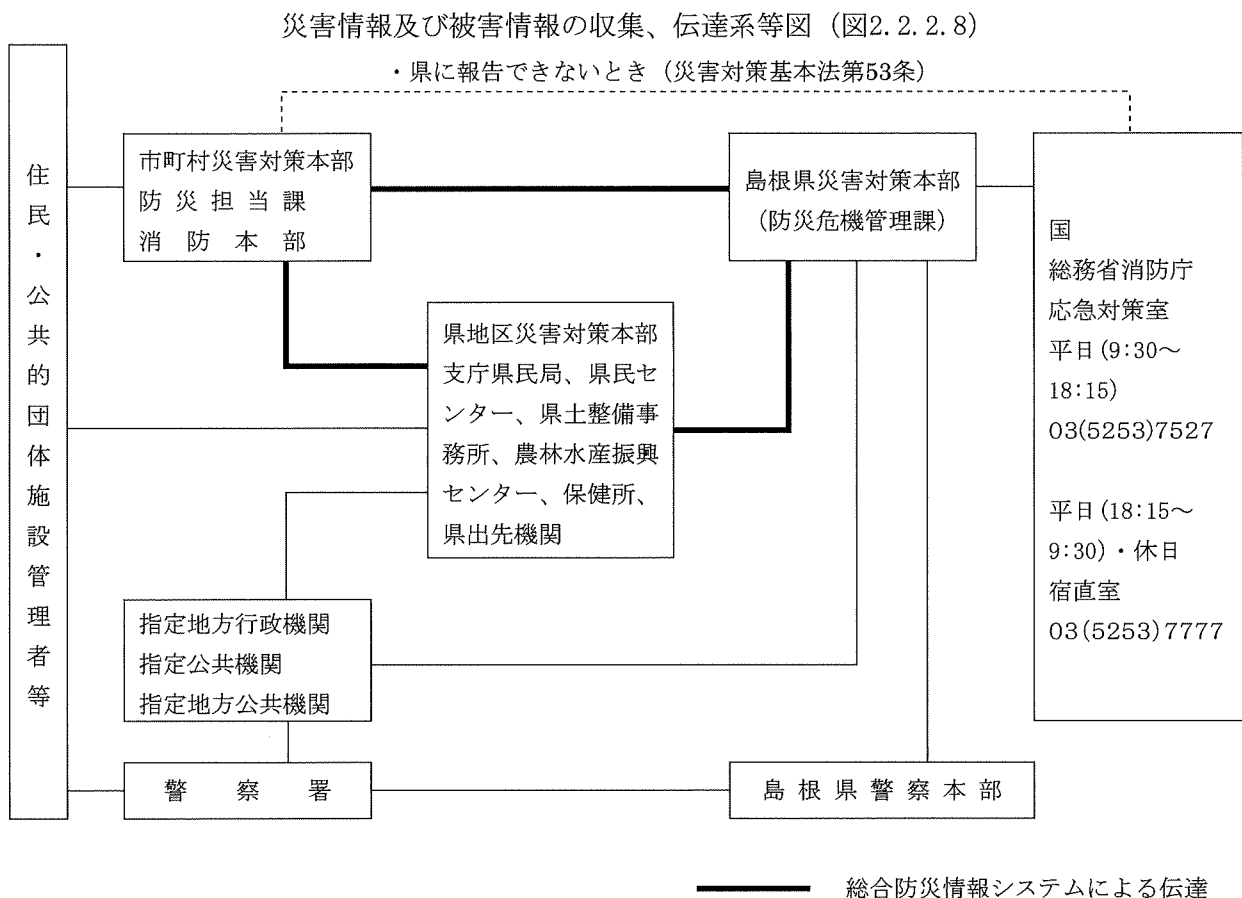
1 基本的事項

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

2 被害情報等の収集・伝達系統

県は、おおむね次項に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。



3 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は、県総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 町、消防本部からの情報収集

県は、町（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。必要に応じて、町に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一齐放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。

また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等を活用した情報収集についても体制整備を進める。

(4) 無人航空機による情報収集

県は、地震・風水害等の大規模災害の発生時において、無人航空機を活用して迅速かつ円滑に被災状況を把握し、効率的かつ効果的な災害応急対策につなげるため、職員公募により創設した災害時ドローンチームにより、情報収集に努める。

(5) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を利用して報告することにより情報収集する。

4 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われる（災害対策基本法第54条〔関連〕消防法第24条、水難救護法第2条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 警察官

発見者から通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報する。

(3) 町長

発見者又は警察官から通報を受けた町長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に周知（災害対策基本法第52条〔関連〕気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）を図る。

ア 松江地方気象台（気象に関する異常現象の場合）

イ 警察署

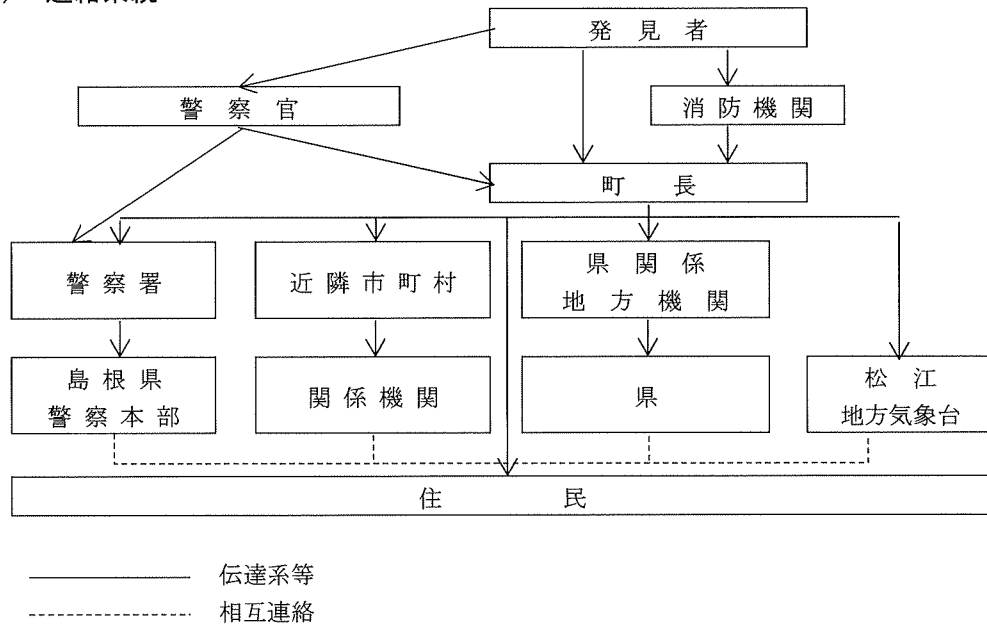
ウ 県の関係地方機関

エ 災害に関係のある近隣市町村長

(4) 受報機関

町長から通報を受けた各機関は、それぞれの系統機関に伝達するとともに、関係機関相互に連絡を図り、災害に対する措置に万全を期する。

(5) 連絡系統



5 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関は、それぞれの機関の業務にかかわる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 町及び県における調査

ア 調査の実施者

- (ア) 県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（ただし、私立学校も含む。）
- (イ) 県管理以外の被害については、町において行う。町は、地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な町は、県に協力を要請することができる。
- (ウ) 町は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期す

る。

ウ 調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準 (1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹災者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)
建物被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11) 床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分			判定基準
農地被害	(14)	流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)	埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)	流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)	冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)	浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。

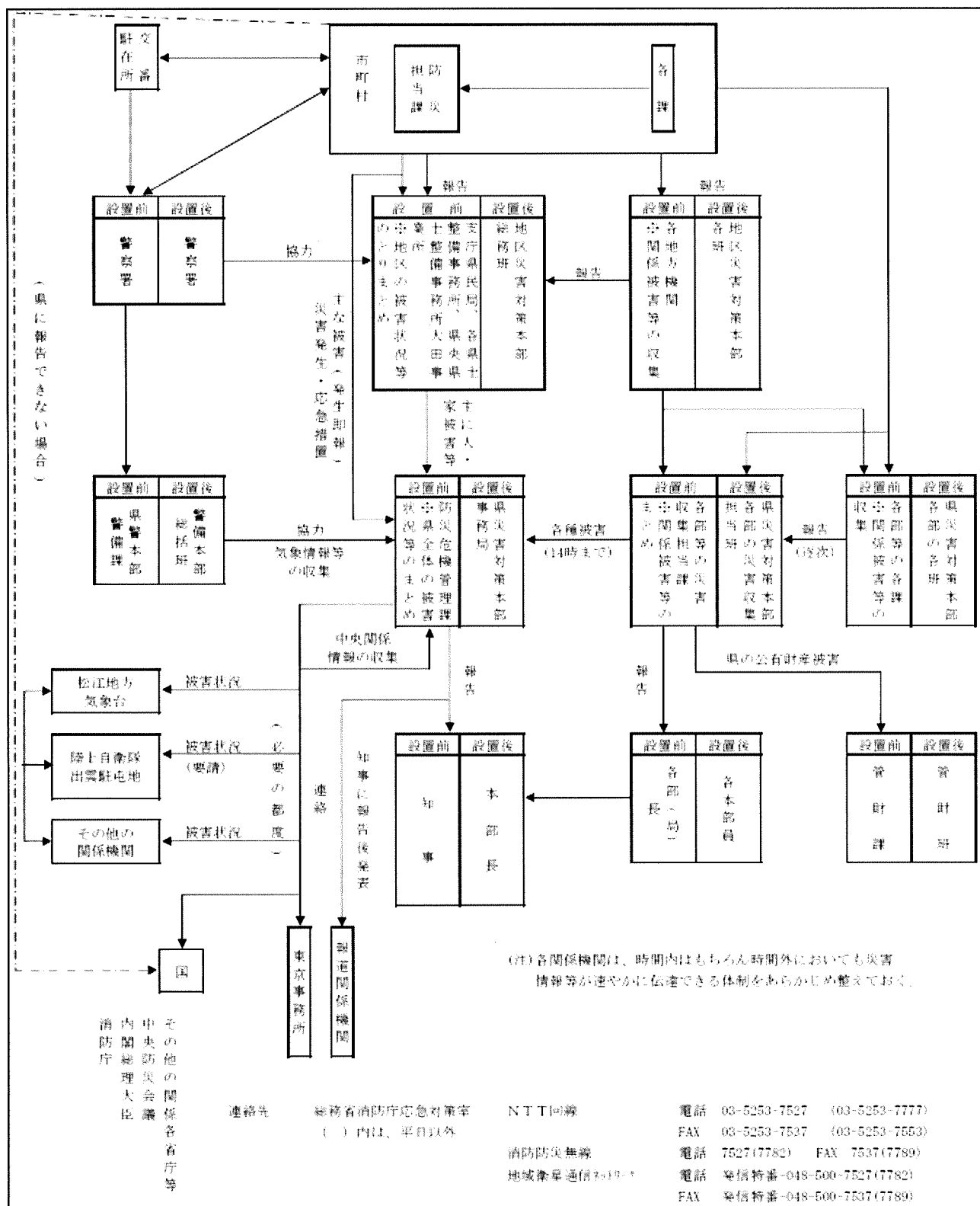
判定基準 (2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分			判定基準
人的被害 住家の被害 農地の被害			判定基準(1)と同じ
非住家			住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路	損壊		国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁	流失		市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖	崩れ		崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失、破損)			櫓櫓のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫓等	による舟		破損以上の被害を受けたもの。
鉄道	不通箇所		汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設	破損		電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送			市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道	障害		水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路	決壊		溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防	決壊		河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設			ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害			農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

6 災害状況の通報及び被害状況報告

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告する。

被害状況及び被害状況報告の系統図 (図2.2.2.9)



(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関は、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（防災危機管理課 電話0852-22-5885）に通報する。

◎ 通報事項

- a 災害の原因
- b 災害発生の日時
- c 災害発生場所又は地域
- d 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- e 応急措置（事前措置を含む）の概要
- f 復旧状況
- g 今後の措置方針
- h 災害対策本部設置の有無
- i その他必要と認める事項

イ 防災危機管理課は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

(2) 町及び県における通報及び報告

ア 通報責任者

県本庁、地方機関、警察本部、各警察署、県教育委員会及び町は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ 被害状況等の取りまとめ及び報告

○ 町から県への報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

- (ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システムによる所定の様式により行う。
- (イ) 災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び雲南県土整備事務所に報告する。
- (ウ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。
- (エ) 被害規模を早期に把握するため、町（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

○ 町から国への報告

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

○ 県における情報収集要領

県は、町等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合は、調査のため職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用する。

(ア) 災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(イ) 各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知する。

(ウ) 各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに防災危機管理課長（本部設置後は、事務局長）に報告する。

ただし、災害の状況によっては必要の都度、報告する。

警察本部にあっては、これに積極的に協力する。

(エ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。

(オ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに報道関係機関に発表する。ただし、防災危機管理課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できる。

なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡する。

(カ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

○ 県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(ア) 県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。

② 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの。

⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

⑧ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認め

られるもの。

- (イ) 消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

ただし、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ 報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表による。

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	町→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までにを行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確 定 報 告	同 上	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのものとなるので正確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課	

区 別	報 告 内 容	被害の状況が判明次第、直ちに 報告の時期及び経路	連絡方法等
ラ イ フ ラ イ ン	電気、LPガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	町、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県LPガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）、の被害状況及び運行状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	道路の規制状況については、「島根県 道路規制情報」システムを活用する。
	鉄道、バスの被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

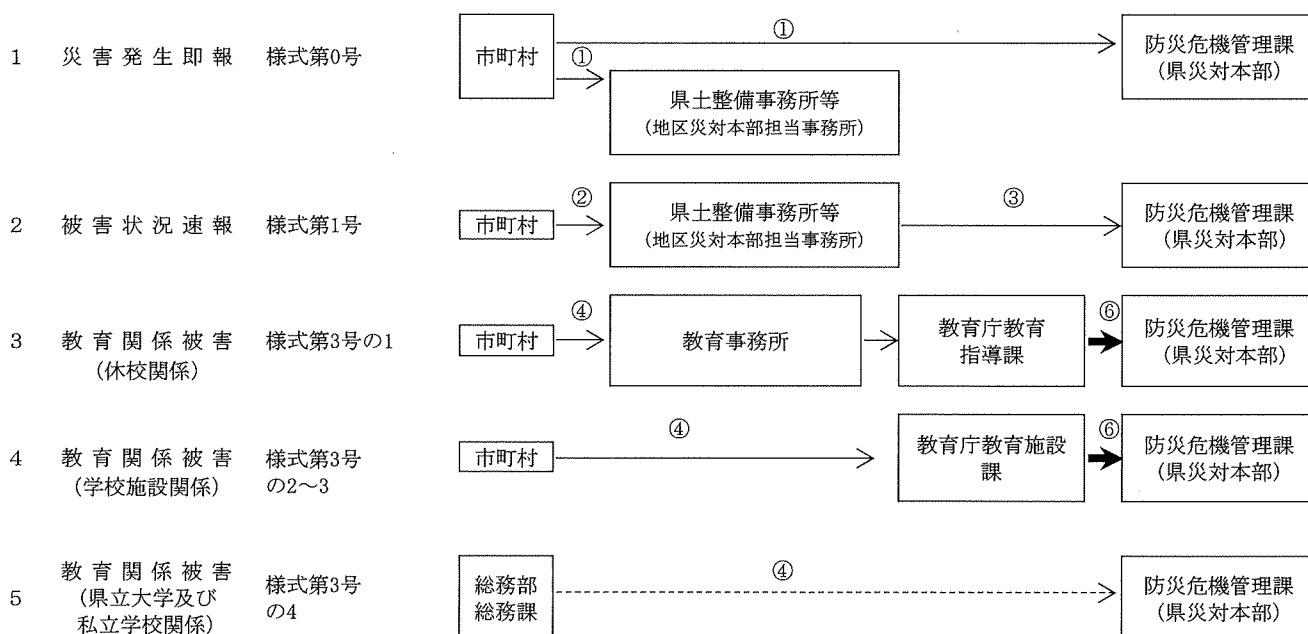
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

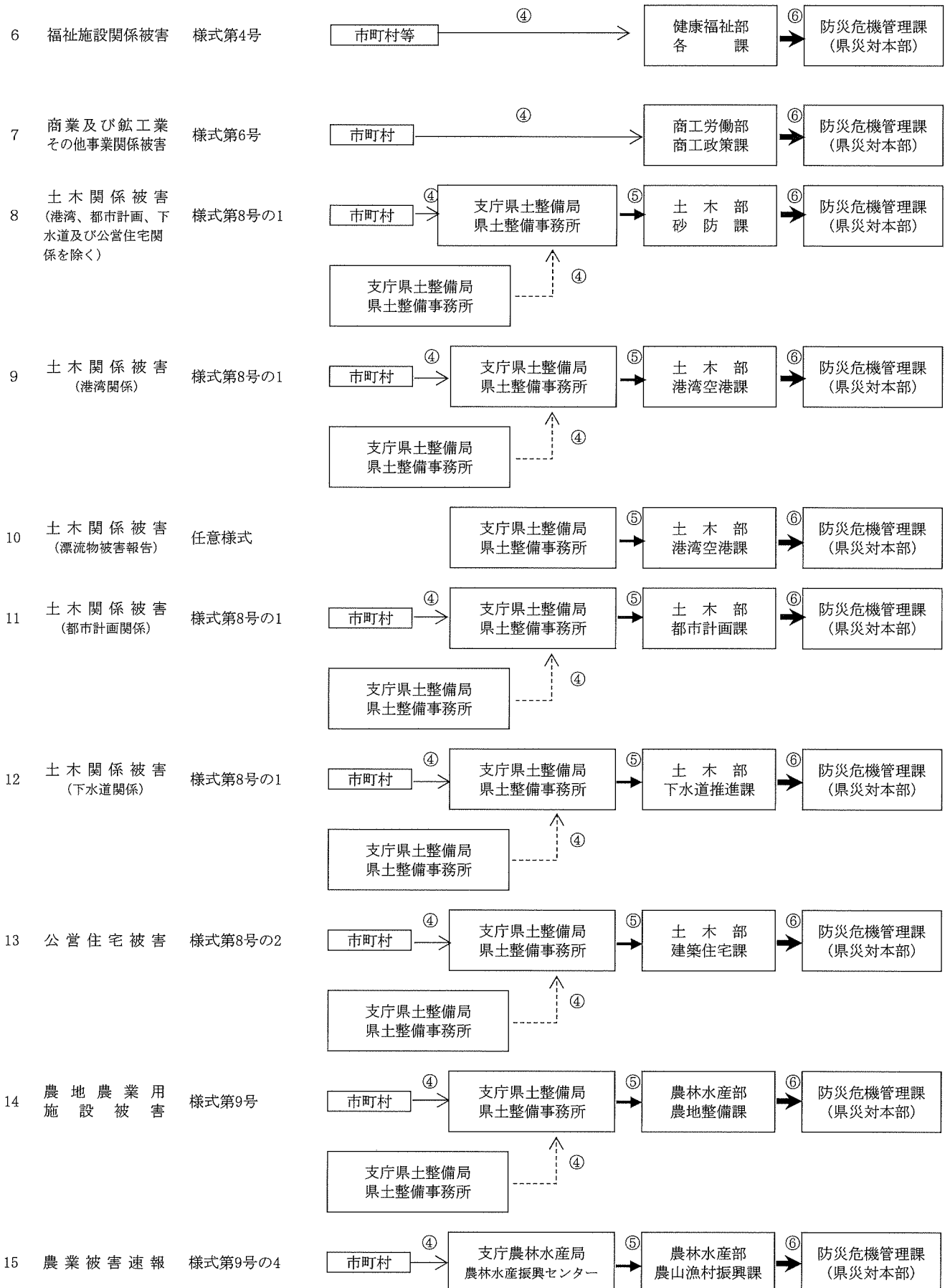
(注) 県土整備事務所等とは、隠岐地区では隠岐支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所を指す。

エ 報告様式及び様式別報告系統

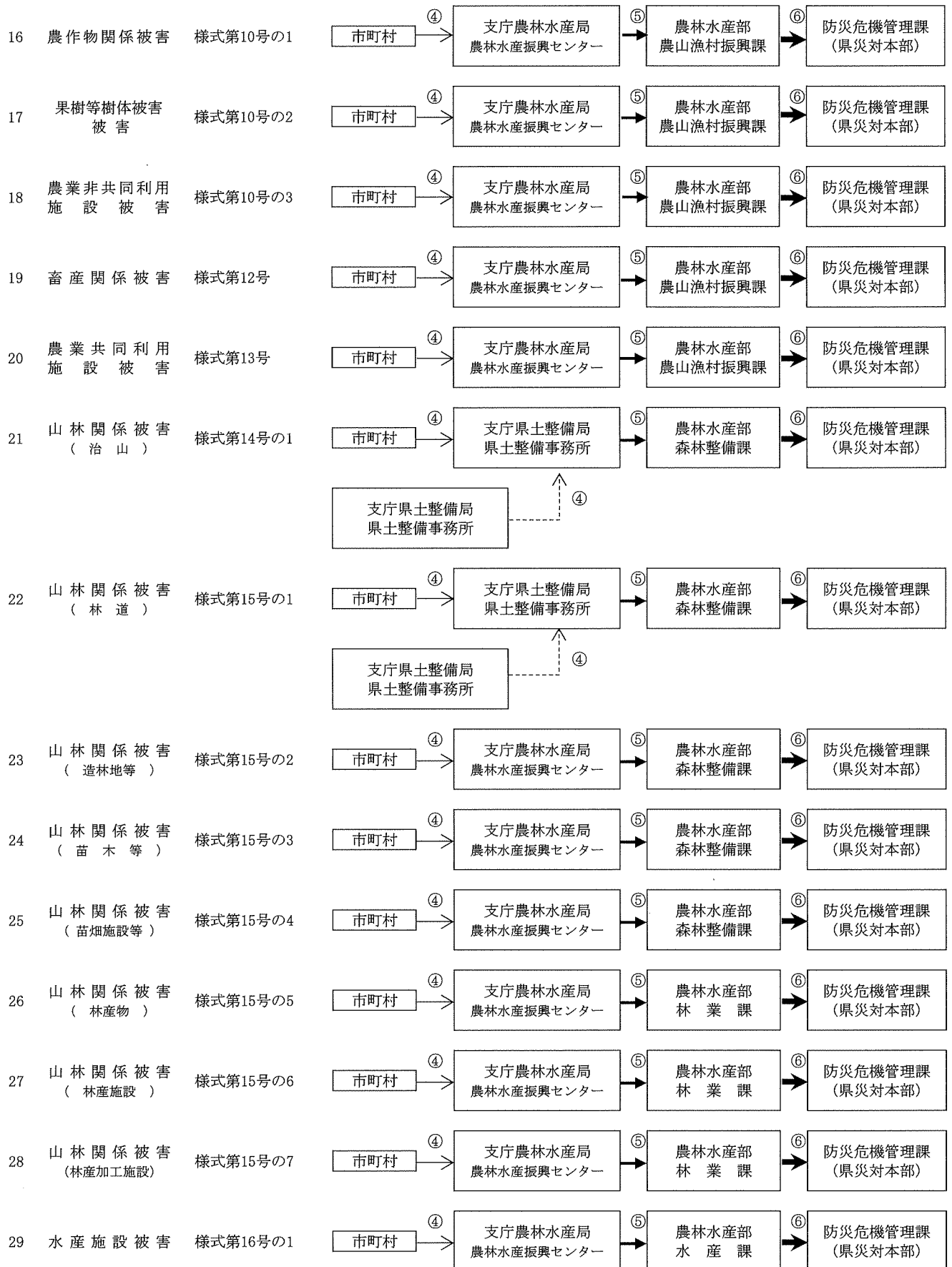
速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

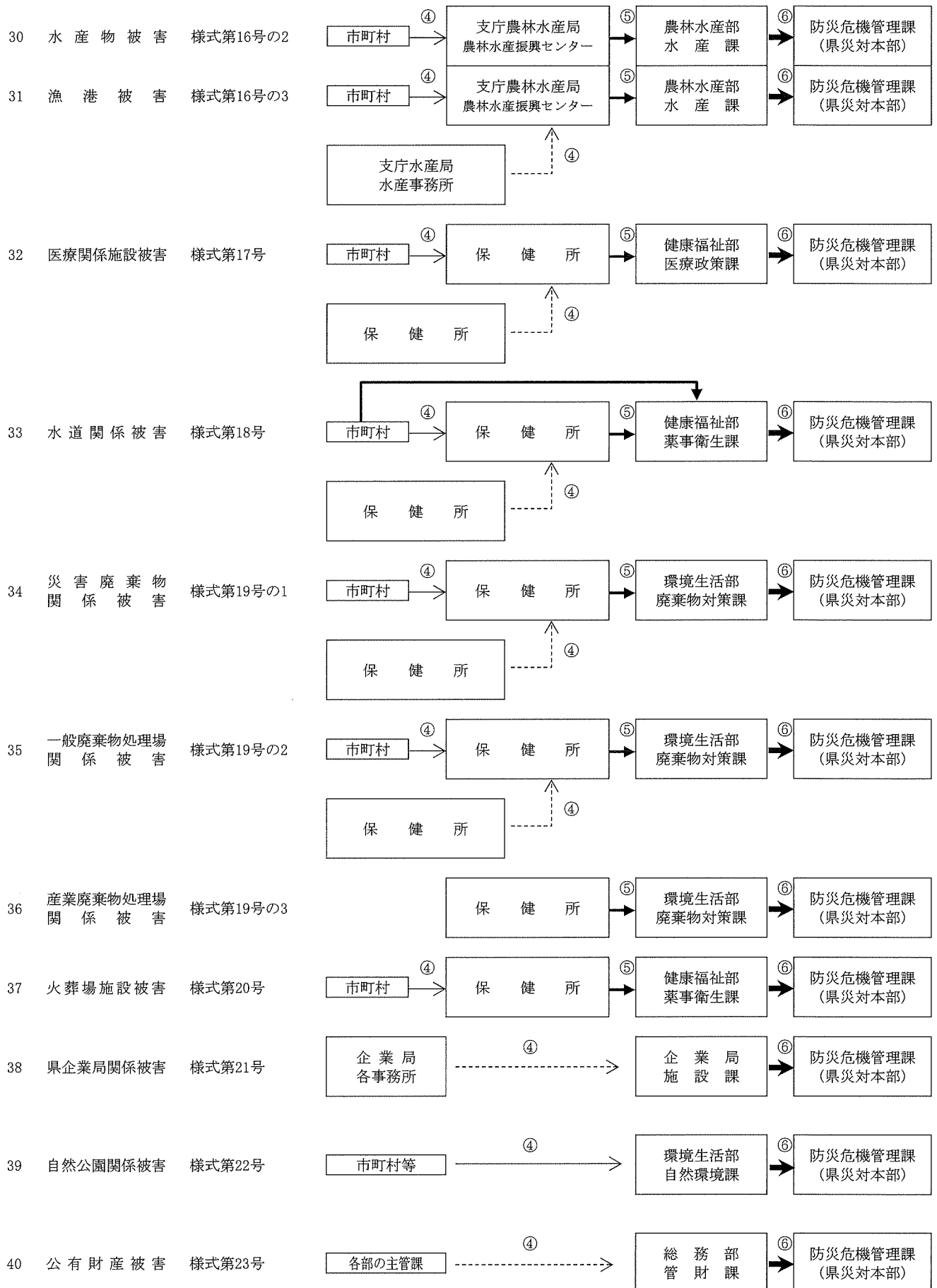
報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。

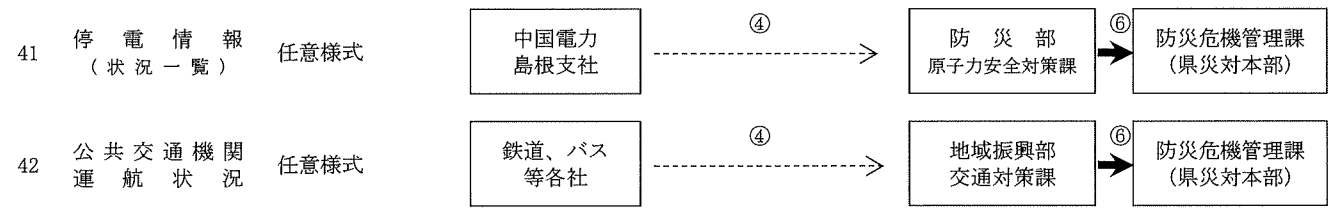




第2編 風水害対策計画
第2章 風水害応急対策計画







凡例

①：「即報報告」による報告
 ②：「被害報告」による報告
 ③：「被害速報集計確認」による報告
 ④：「被害詳報」による報告
 ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
 ⑥：「被害詳報累計報告」による報告

—>：市町村管理分被害
 --->：県管理分被害

—>：出先機関管轄範囲内
 ->：市町村範囲内
 ➡：県内全て

オ 災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

- (3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められるときは、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いる。

第3節 災害広報

第1 基本的な考え方

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や町民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、町、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

第2 町による災害広報の実施

1 基本事項

町は、町が保有する媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

2 広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報は、町が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

- (ア) 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報
 - a 雨量、河川水位等の状況
 - b 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
 - c 町民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - d 避難の必要の有無、避難先の開設状況等
- (イ) 災害発生直後の広報
 - a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
 - b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
 - c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
 - d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - a 町民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
 - b 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）
- (エ) 支援受け入れに関する広報
 - a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
 - b 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報
- (オ) 被災者に対する広報
 - 町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(キ) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ 広報の方法

町が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

(ア) 町防災行政デジタル無線（屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

a ホームページ等を活用した広報

b 携帯電話を活用した情報提供

c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

県と同様、町広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

町は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 町・消防における相互応援協力

1 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行う。

2 県内消防本部の応援

(1) 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

第3 市町村における広域応援体制

(1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1) による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるよう

な災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害
応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第4 緊急消防援助隊による応援

1 概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

2 応援要請

- (1) 災害発生市町村長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。
- (2) 知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部又は出雲市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。
- (4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

3 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、災害発生市町村が2以上ある場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎6階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	・ 島根県防災部消防総務課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 ・ 代表消防機関の職員 ・ 現地消防本部の職員 ・ 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること

4 緊急消防援助隊の指揮体制

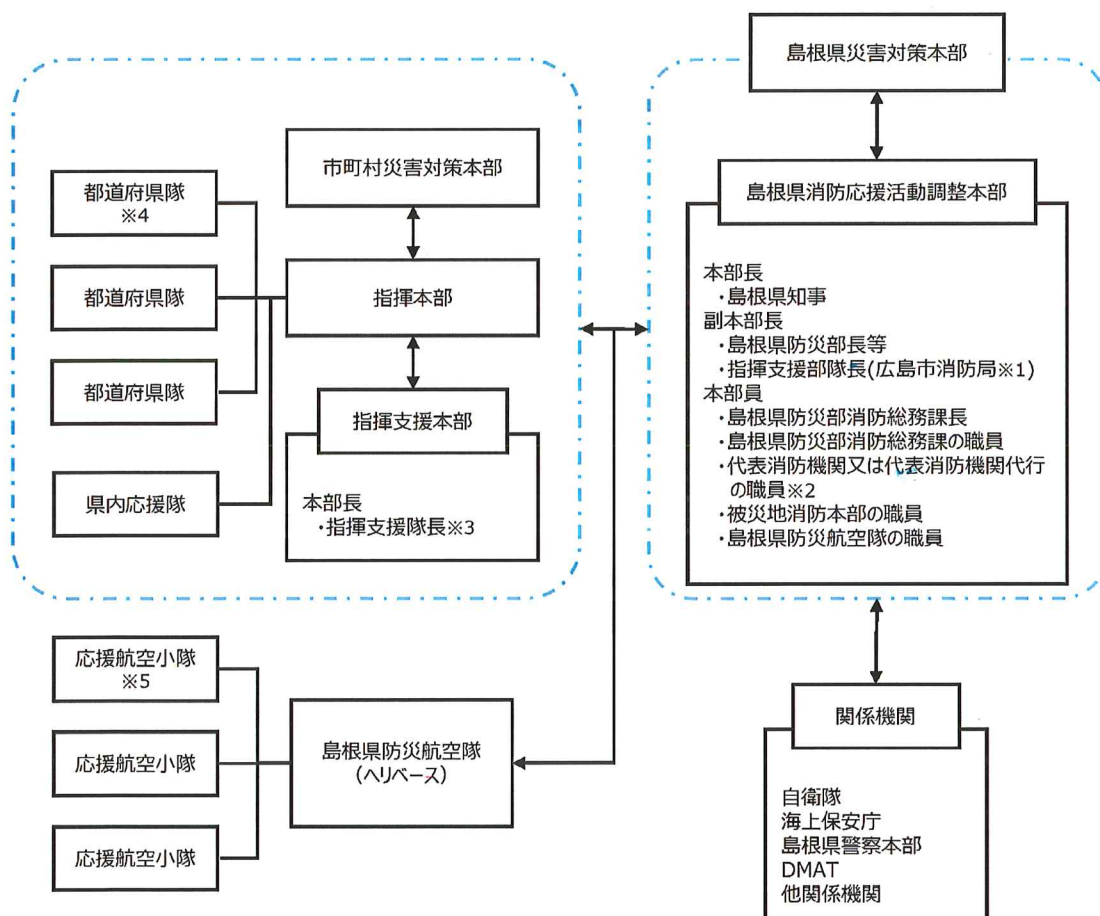
指揮本部は災害発生地消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市町村長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（広島市消防局の職員があたる）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長は指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

5 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

指揮系統図（図2.2.4.2）



※1 広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができない場合は、大阪市消防局がその任に当たる。

※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう。

※3 指揮支援隊の所属する消防本部

広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局

※4 第一次出動都道府県

鳥取県・岡山県・広島県・山口県

※5 第一次出動航空小隊

広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県

第5節 自衛隊の災害派遣体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受け入れ体制を整える。

第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 要請を待たないで行う派遣

- (ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の派遣要請の要求により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により要請する（別紙

3「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045 (代)
航空自衛隊美保基地第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211 (代)

3 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

町長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。（別紙1「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）

(2) 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされること基本になっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
- ② 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段ないこと。（非代替性原則）

(3) 要求手続

町長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、町長は必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

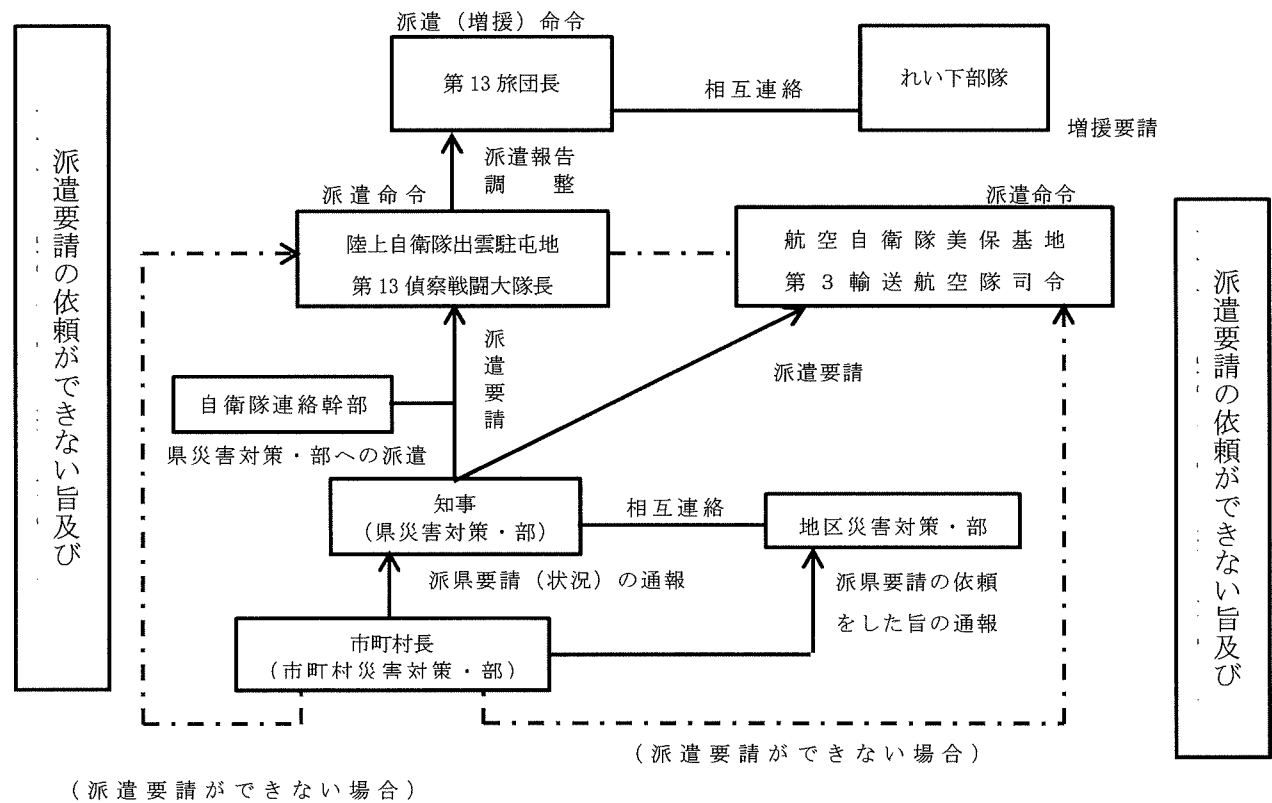
4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。（別紙4「自衛隊災害派遣撤収要請書」及び別紙2「自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」参照）

図2.2.5.1 自衛隊災害派遣要請系統



第3 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入浴支援	被災者に対し、給食及び給水、入浴支援を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

1 派遣部隊の受け入れ体制

- (1) 町及び県は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
- (2) 町及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町及び県当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用資器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き町、県又は関係公共機関において準備する。
- ア 部隊等装備資材
 - イ 食料
 - ウ 燃料
 - エ 衛生資材等
- (2) 町において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。
- (3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受け入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

4 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、町において地域ごとに適地を選定し、地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

(別紙1) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

文 書 番 号	
令和 年 月 日	
島 根 県 知 事 あて	
発 信 者 名	
自衛隊の災害派遣要請について (依頼)	
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由	
(1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)	
(2) 派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
4. その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
5. 要請日時	
令和 年 月 日 時 分	

(別紙2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

文 書 番 号	
令和 年 月 日	
島 根 県 知 事 あて	
発 信 者 名	
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）	
このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請を依頼する事由	
2. 任務完了（予定）日時	
令和 年 月 日 時 分	
3. 撤収要請日時	
令和 年 月 日 時 分	
4. その他必要な事項	

(別紙3) 自衛隊災害派遣要請書(記入例)

〇〇第〇〇号 令和〇年〇月〇日	
第13 偵察戦闘大隊長 殿	
島根県知事 〇〇〇〇 (防災部防災危機管理課)	
自 衛 隊 災 害 派 遣 に つ い て (要請)	
土砂崩れにより家屋が土砂に埋まり、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。	
1 災害の状況 〇〇月〇〇日午前〇時頃、〇〇郡〇〇町付近で発生した土砂崩れにより、〇〇町内では家屋約20戸が土砂に埋まり、多くの住民が行方不明になった模様と、〇〇町災害対策本部からの報告があった。	
2 派遣を要請する事由 〇〇町は消防団員、近隣住民を総動員し、警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。	
3 派遣を要請する期間 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から捜索救助完了まで	
4 派遣を要請する区域及び活動内容 (1) 区域 〇〇町 (2) 活動の内容 〇〇町内で行方不明となった地域住民の捜索救助	

(別紙4) 自衛隊災害派遣撤収要請書(記入例)

〇〇第〇〇号 令和〇年〇月〇日	
第13 偵察戦闘大隊長 殿	
島根県知事 〇〇〇〇 (防災部防災危機管理課)	
自 衛 隊 災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 に つ い て (要請)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。	
1 撤収要請事由 〇〇郡〇〇町で発生した土砂崩れのため行方不明となった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。	
2 撤収要請日時 令和〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分	

第6節 災害救助法の適用

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、町は災害救助法を運用する。

第2 災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、町長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- (1) 「市町村への委任事項」避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」炊き出しその他による食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」被災者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」被災した住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」埋葬
- (10) 「市町村への委任事項」死体の搜索
- (11) 「市町村への委任事項」死体の処理
- (12) 「市町村への委任事項」障害物の除去

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

町及び県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第5に示す災害救助法の適用手続きを行う。

- (1) 町の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき（1号基準）。

市 町 村 の 人 口				住家が滅失した世帯数
5,000 人未満				30世帯
5,000 人以上	15,000	〃		40 〃
15,000	〃	30,000	〃	50 〃
30,000	〃	50,000	〃	60 〃

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
50,000 〃 100,000 〃	80 〃
100,000 〃 300,000 〃	100 〃
300,000 〃	150 〃

- (2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,000世帯以上の場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき(2号基準)。

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	15世帯
5,000 人以上 15,000 〃	20 〃
15,000 〃 30,000 〃	25 〃
30,000 〃 50,000 〃	30 〃
50,000 〃 100,000 〃	40 〃
100,000 〃 300,000 〃	50 〃
300,000 〃	75 〃

- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、(3号前段基準)。
- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと(3号前段基準)。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知(S40.5.11社施第99号)]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。)第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること(4号基準)。

[府令]次のいずれかに該当すること

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会通知局（S40.5.11 社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合

ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

表2.2.7.3 市町村別災害救助法適用基準一覧表

市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)	市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)
松江市	203,616	100	50	川本町	3,248	30	15
浜田市	54,592	80	40	美郷町	4,355	30	15
出雲市	172,775	100	50	邑南町	10,163	40	20
益田市	45,003	60	30	津和野町	6,875	40	20
大田市	32,846	60	30	吉賀町	6,077	40	20
安来市	37,062	60	30	海士町	2,267	30	15
江津市	22,959	50	25	西ノ島町	2,788	30	15
雲南市	36,007	60	30	知夫村	634	30	15
奥出雲町	11,840	40	20	隠岐の島町	13,433	40	20
飯南町	4,577	30	15	計	671,126		

(注) 1. 人口は、令和2年国勢調査

2. 2号基準は、県下の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用

3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯とする

第4 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定（内閣府策統括官通知「災害の被害認定基準」）

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第5 災害救助法の適用手続き

1 町

町における災害が、第3に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課 電話：0852-22-5885

2 県

(1) 知事は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは(内閣総理大臣協議が必要な場合を除く)、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第3に示した災害救助法の適用基準の内(4)及び(5)に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、必要に応じ内閣府政策統括官（防災担当）に技術的助言を求める。

(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用する。

第6 災害救助の実施方法等

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次の表2.2.7.4のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

表2.2.7.4 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
	災害が発生するおそれがある場合に被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内。
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは棄損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること。

救助の種類	範 囲	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助 産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分娩した者であって 災害のため助産の途を失った 者(出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を要す る状態にある者)	分娩した日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
被災した 住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、若し くはこれらに準ずる程度の 損傷を受け、自らの資力に より応急修理をすることが できない者 2. 大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊(焼) した者	災害発生の日から 1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半 壊(焼)又は床上浸水により 学用品を喪失又は棄損し、就 学上支障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学校等生 徒	災害発生の日から、 教科書及び教材は 1か月以内、文房具 及び通学用品は15 日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実 情に応じて給与する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象に して実際に埋葬を実施する者 に支給	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、か つ、周囲の事情によりすでに 死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した 者は一応死亡した者と推定し ている。
死 体 の 処 理	災害の際に死亡した者につい て、死体に関する処理(埋葬を 除く)をする。	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合 は当該地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害 物が運び込まれているため生 活に支障をきたしている場合 で自力では除去することので きない者	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認め られる期間以内	

救助の種類	範 囲	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) 期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括	本節 災害救助法の適用
被害状況等の調査・報告	第2節 災害情報の収集・伝達
応急仮設住宅の供給	第25節 住宅確保及び応急対策
避難所の設置運営	第7節 避難活動
炊き出し等食品の給与	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
飲料水の供給	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
生活必需品の給与	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
応急医療の実施、助産	第10節 医療救護
救出	第9節 救急・救助活動
被災住宅の応急修理	第25節 住宅確保及び応急対策
教科書・学用品等の給与	第21節 文教対策
死体の埋火葬	第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬
死体等の搜索	〃
検案等死体の処理	〃
障害物の除去	第22節 廃棄物の処理
輸送（輸送費）	第13節 緊急輸送
労務供給（賃金職員等雇上費）	第1節 応急活動体制
・被災者の避難	第7節 避難活動
・医療及び助産	第10節 医療救護
・被災者の救出	第9節 救急・救助活動
・飲料水の供給	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
・死体の搜索	第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬
・死体の処理	〃
・救済用物資の整理配分	第3章 風水害復旧・復興計画
	第2節 生活再建等支援対策の実施

第7節 避難活動

第1 基本的な考え方

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

第2 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、町・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第3 避難指示等の実施

1 避難指示等の実施責任者及び時期

避難指示等の実施責任者及びその時期は、次項に示すとおりである。

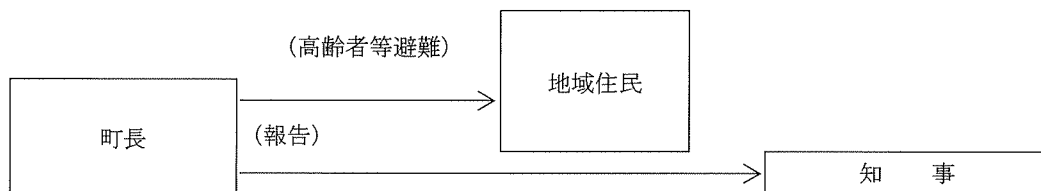
なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に

基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。
また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

高齢者等避難の発令者及び時期

発令者	関係法令	発令時の状況	取るべき行動	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

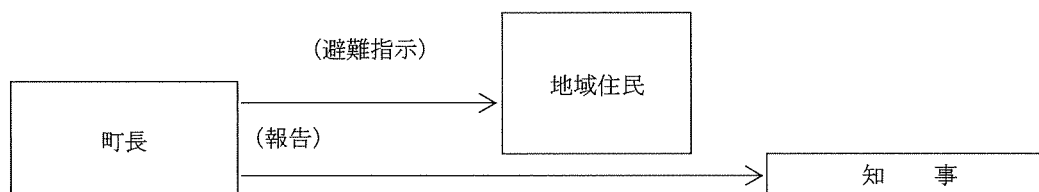
高齢者等避難の指示系統図



避難指示の発令者及び時期

発令者	関係法令	発令時の状況	取るべき行動	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

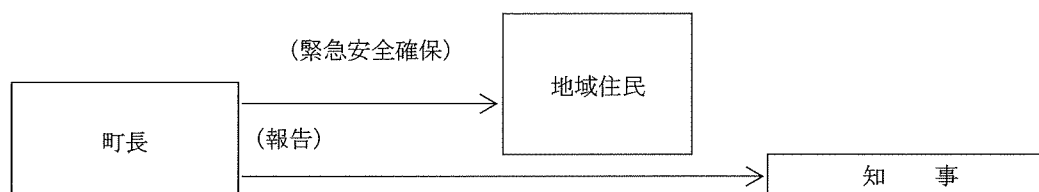
避難指示の指示系統図



緊急安全確保の発令者及び時期

発令者	関係法令	発令時の状況	取るべき行動	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険直ちに安全確保	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

緊急安全確保の指示系統図



2 避難情報等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 高齢者等避難

- ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者
- ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 避難指示

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(3) 緊急安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(4) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示等の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難のための立退きの準備、指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

ウ 避難の必要が無くなったときは、その旨を周知徹底しなければならない。

エ 町は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」又は「避難情報等の発令判断・伝達マニュアル」に、次の事項を定めておく。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法

- (エ) 各地域の避難先及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官による避難のための立退きの指示
警察官→警察署長→町長→県知事（防災部防災危機管理課）
- (2) 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条）
警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→町長
- (3) 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）
自衛官→町長→県知事（防災部防災危機管理課）

5 県の実施する避難措置

- (1) 知事による避難指示等の代行
前々項のとおり。
- (2) 町が行う避難指示等に係る助言
町長は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。さらに、町長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- (3) 町が行う避難誘導の指導・応援協力
災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町が行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。
ア 町の避難指示等の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。
イ 町から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

6 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

- (1) 避難体制の確立
病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。
また、病院・社会福祉施設等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。
- (2) 緊急連絡体制等の確立
病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時は消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

8 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う 町の吏員（災害対策基本法第63条第1項） 警察官（災害対策基本法第63条第2項） 自衛官（災害対策基本法第63条第2項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条） 警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第21条） 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。

- (4) 県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

第5 避難指示等の伝達

1 避難計画に基づく伝達

町長は、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」及び地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難情報伝達連絡会で定めた「避難情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

2 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫したり、繰り返しわかりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- (1) 同報無線等無線施設を利用した伝達
- (2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- (3) サイレン及び鐘による伝達

- (4) 広報車からの呼びかけによる伝達
- (5) 「避難情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達
- (6) テレビ・ラジオ（県は、町から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、その他の施設の利用による伝達
- (7) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

3 要配慮者への配慮

町長は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第6 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域に避難指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (イ) 避難が長期にわたるとき、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加

を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難先の開設に当たって、町長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

- (ア) 町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
- (イ) 県は、町から協力依頼があつたときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。
- (ウ) 警察は、町から協力依頼があつたときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

(2) 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合つて自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

4 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、町職員等は、避難誘導時の安全が確

保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

5 被災者の運送

- (1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- (2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。
- (3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

(1) 町による指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

避難場所及び避難所の開設の実施機関は町であり、災害救助法適用時は、町長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。）。指定避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を利用することが困難なときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、天幕を借り上げ、又はその他適切な方法により開設する。また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、指定緊急避難場所又は指定避難所を開設したときは、町長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。あわせて、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

この場合、町は以下の点に留意する。

- ア 指定緊急避難場所又は指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- イ 地元警察署等との連携
- ウ 開放指定緊急避難場所又は指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- エ 指定避難所責任者の配置
- オ 避難者名簿の作成
- カ 要配慮者に対する配慮
民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- キ 次の事項の県への速やかな報告
 - (ア) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時及び場所
 - (イ) 箇所数、収容状況及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
 - (オ) 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 指定避難所の運営管理

町は、各指定避難所の適切な管理運営を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

あわせて、指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療福祉サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 県の対応

町から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、町に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、町等は以下の点に留意する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 指定避難所の運営・管理方法

- ア 指定避難所における良好な生活環境の確保

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

- (ア) 食料の確保、食事給与の状況把握及び必要な対策
- (イ) トイレの設置状況の把握及び必要な対策
- (ウ) プライバシーの確保状況の把握及び必要な対策

- (エ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度の把握及び必要な対策
- (オ) 洗濯等の頻度の把握及び必要な対策
- (カ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度の把握及び必要な対策
- (キ) 暑さ・寒さ対策の必要性の把握及び必要な対策（夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。）
- (ク) し尿及びゴミ処理の状況の把握及び必要な対策

イ 指定避難所運営ルールの作成及び徹底

円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

ウ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

エ 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

オ 情報提供体制の整備

カ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

- (ア) 指定避難所運営における女性の参画の推進
- (イ) 女性専用の物干し場の設置
- (ウ) 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- (エ) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
- (オ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
- (カ) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所運営

キ 女性や子供等への安全配慮

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (ア) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- (イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
- (ウ) 照明の増設
- (エ) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

ク 身体障がい者と身体障害者補助犬の受入

国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、身体障がい者が指定避難所などへ身体障害者補助犬（以下、「補助犬」とする。）を同伴して避難した場合には、補助犬を拒んではないことが身体障害者補助犬法に定められていることに留意する。

ケ 感染症対策

- (ア) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (イ) 感染症の発生拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携

必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・衛生対策

町及び県は以下の点に留意する。

ア 救護所の設置

イ 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる

ウ 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる

エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保

必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う

オ 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

カ 食品衛生対策

食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
施キ シ尿及びごみ処理の状況等指定避難所の衛生対策の実施

ク 家庭動物のためのスペースの確保

ケ 感染症対策の実施

3 避難状況に応じた避難先の移動

町及び県は、災害の規模、避難者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、交流センター等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4 指定避難所の早期閉鎖

町及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第8 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
- (3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 国は、町及び町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、町に代わって行うこととなる町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。
- (6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第8節 消防活動

第1 基本的な考え方

火災が発生した場合、町・消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

第2 町・消防本部等による消防活動

1 町・消防本部の消火活動

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、町及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 町民の対策

町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 他の消防本部に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

町長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県

内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

3 緊急かつ広域的な応援要請

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配